



沖縄県達農第281号

沖縄防衛局

平成26年8月28日付け沖縄県指令農第1381号にて許可した「普天間飛行場代替施設建設事業に係るキャンプ・シュワブ海域の工事」に係る岩礁破碎等の許可（以下、「許可」という。）に関し、許可区域外にて行われたコンクリート製構造物等の設置については、当該許可に係る申請外の行為と認められ、許可を得ずに岩礁破碎行為が成された蓋然性が高いと思量されることから、県が必要とする調査を実施する。

本書受領後、県の調査が終了し、改めて指示をするまでの間、当該許可区域を含め、当該工事に係る海底面の現状を変更する行為の全てを停止すること。

また、当該行為を停止した旨の報告を、本書受領後7日以内に行うこと。

なお、この指示に従わない場合は、許可を取り消すことがある。
以上、許可の附款に基づき指示する。

平成27年3月23日

沖縄県知事 翁長雄志

